

日本女性会議2027丸亀大会参加受付・宿泊手配等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、日本女性会議2027丸亀（以下、「大会」という。）を令和9年11月12日、13日、14日に開催するにあたり、大会参加者の受付、宿泊の手配業務を円滑に行うとともに、エクスカージョンを企画・実施し、丸亀市を中心に香川県内の観光資源等の魅力を全国に発信することを目的とします。

事業の実施にあたっては、参加受付、入金管理、宿泊手配やエクスカージョンの企画等、専門知識や企画力、経験に基づくノウハウなどを活用した優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定します。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 日本女性会議2027丸亀大会参加受付・宿泊手配等業務委託
- (2) 発注者 日本女性会議2027丸亀実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
- (3) 業務内容 別紙「日本女性会議2027丸亀大会参加受付・宿泊手配等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和10年2月29日まで
- (5) 提案上限額5,000,000円（消費税相当額を含む）

※提案上限額は、令和8年度及び令和9年度の総額である。

※見積書を提出する際は提案上限額を超えてはならない。また、令和8年度分については1,000,000円（消費税相当額を含む。）を超えてはならない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者が満たすべき要件は、次のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和8年4月30日までに、地方公共団体等の同種業務の履行実績を有すること。
- ・香川県内に本社、支店もしくは営業所を有すること。
- ・国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・参加表明書の提出の日から受託候補者特定の日までに、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又はその構成員及びそれらの利益になる活動を行う者でないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始の申し立てをしていない者又は申し立てがなされていない者であること。

4. スケジュール

手順	期限等
プロポーザル公募開始	令和8年5月7日(木)
参加表明書等の提出期限	令和8年5月15日(金)正午まで
参加資格確認結果の通知	令和8年5月18日(月)
質問書の提出期限	令和8年5月21日(木)正午まで
質問書に対する回答	令和8年5月26日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年6月9日(火)正午まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月15日(月)
審査結果通知	令和8年6月16日(火)
契約締結	令和8年6月予定

5. 参加表明書等の提出

(1) 提出場所・方法

下記の書類を日本女性会議2027丸亀実行委員会事務局(丸亀市人権課男女共同参画室)(以下、「事務局」という。)へ郵送または持参により提出すること。

※持参の場合は、土日を除き、開庁時間内(8時30分～17時15分)に持参するものとする。

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)正午まで

(3) 提出書類

- ア. 参加表明書(様式1) 1部
- イ. 会社概要書(任意様式) 1部
- ウ. 地方公共団体等の同種業務の履行実績を示す書類(任意様式) 1部
- エ. 国税及び地方税に未納がないことを証する書類

※地方税については、所在地(本社または支店等)を管轄する都道府県税事務所又は市町村が発行する納税証明書 各1部

6. 参加資格の確認・通知

参加表明書等を提出した者については、3に定める参加資格要件を満たす者か確認を行い、参加資格の有無を決定し、結果を令和8年5月18日(月)までにメールにより通知する。参加表明書等を提出した者が1者の場合も同様とする。また、参加資格要件を満たしていなかった者に対しては、その理由を併せて通知する。

7. 質問書の受付及び回答

質問がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年5月21日(木)正午まで

(2) 提出方法

事務局へメールで提出すること。なお、メールの件名は「日本女性会議2027丸亀大会参加受付・宿泊手配等業務委託に係る質問書」とすること。

(3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、一括して質問回答書としてとりまとめ、参加資格を有する者全員に対して、令和8年5月26日(火)までにメールで回答する。

8. 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合、辞退届(様式3)を事務局へ事前に電話連絡のうえ、持参または郵送で提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年6月9日(火)正午まで

※郵送の場合も、6月9日(火)正午までに必着とする。

(2) 提出書類

	書類名	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式4)を表紙とする。 ・表紙を除きA4の20枚(両面印刷なら10枚)以内とする。 ・A3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込むこと。 ・文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること(表中や図中の文字は対象外とする。) 内容:仕様書の6業務内容に基づき作成すること。この他の事項についても積極的に提案すること。
2	業務実績書	(様式5)
3	予定従事者調書	(様式6)
4	見積書	(様式7)令和8年度、令和9年度の別で積算内訳を添付すること

(3) 提出部数 正本(提出書類1から4を順に綴じたもの)1部、副本7部

(4) 提出場所・方法 事務局へ持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、土日を除き、開庁時間内(8時30分~17時15分)に持参するものとする。

10. プレゼンテーション日程の通知

企画提案書の提出があった者に対して、メールで「プレゼンテーション開催通知書」を送付し、プレゼンテーションの日時と場所をお知らせします。

11. プレゼンテーション審査

次のとおりプレゼンテーションを行います。

項目	注意事項
日時・会場	プレゼンテーション開催通知書にて通知する。
持ち時間	30分以内
出席者	2名以内
プレゼンテーション内容	・提案内容の説明(20分以内) ・質疑応答(概ね10分)
その他	・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。パソコン・プロジェクター等の機材は使用可。ただし使用する際は必ず事前に事務局に連絡すること。 ・パソコン(持参可能)、プロジェクター、スクリーンについては実行委員会で用意する。

12. 評価・結果通知

日本女性会議2027丸亀大会参加受付・宿泊手配等業務委託に係る受託者選定委員会の委員(以下「委員」という。)が、提案内容について意見交換を行い、各委員が「表1 採点基準及び配点表」「表2 企画提案の審査における評価基準」により5段階で評価します。

各委員の評価項目の持ち点 70 点の 6 割を最低基準点とし、各委員の評価点数を合算して平均した点数が最低基準点以上で最高得点を得た者を受託候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2者以上となる場合は、「表1 採点基準及び配点表」中の「企画提案」の合計点が最も高い者、「見積書の金額が最も低い者」の順に受託候補者を特定します。それでも受託候補者が特定できない場合はくじ引きとします。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が最低基準を満たすと認められる場合は、その者を受託候補者として特定します。

受託候補者特定後、プレゼンテーション参加者全員に、令和8年6月16日(火)に電子メールで「審査結果通知書」を送付し(正式文書は後日発送する)、特定した者の名称を通知します。

表1 採点基準及び配点表

評価項目	評価の視点	配点
基本姿勢	業務の目的への理解度、受託に向けた考え方、取り組み方針(熱意)企業としての男女共同参画の取り組み	10点

企画提案	参加受付・入金管理について、申込フォームの利便性、入金管理方法、変更・取消対応など、参加者及び実行委員会双方にとって円滑な運営が期待できる内容となっているか。	5点
	宿泊施設の確保・調整方法、申込管理、トラブル防止策等について、実現性が高く具体的な提案となっているか。	5点
	エクスカーション企画について丸亀市及び香川県の魅力発信につながる内容であり、バリエーション、独自性、安全性、運営体制が適切に考慮されているか。	5点
	利便性向上・リスク対応について、参加者満足度向上の工夫、想定される課題やリスクへの対応策が具体的に示しているか。	5点
業務遂行能力	業務スケジュールは時間が十分に考慮されており、適切で具体的な提案がなされているか。	10点
	業務の実施にあたって、組織体制及び従事者の実務経験は十分か。	5点
	過去5年間の類似業務の受託実績は十分か。	5点
価格	(提案価格のうち最低価格／自社の提案価格)×10(整数未満切り捨て)	10点
地域貢献	一部業務の発注や資材の調達等において、地元を配慮した提案となっているか。	10点
合計		70点

表2 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。

※重点項目（10点）は、上記評価点に2を乗じた点数とする。

13. 受託候補者との協議

受託候補者は、実行委員会と仕様書、契約条件及び価格等の調整を行い、契約に向けた協議を行うものとする。

なお、受託候補者として特定された者とは、令和8年6月16日(火)の審査結果通知後、速やかに協議を開始することとする。

協議により内容が確定した仕様書に基づき、受託候補者は見積書を提出し、実行委員会の決定により受託者となる。

なお、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、採点結果が次の順位の者と同様の手続きを行うものとする。

1 4. 契約及び支払方法

(1) 契約の締結

受託者は、速やかに実行委員会と契約を締結し、受託業務を実施するものとする。

(2) 支払方法

実行委員会は各年度の業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとします。

1 5. 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 提案限度額を超える場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

(6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

(8) プレゼンテーション審査開始時間に不在の場合

(9) 契約締結時までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

1 6. その他の留意事項

(1) 企画提案書提出は、1者につき1件とします。

(2) 企画提案等の応募に関する全ての経費は、企画提案者の負担とします。

(3) 書類の作成に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とします。

(4) 提出された書類は一切返却しません。

(5) 企画提案書提出後の修正又は変更は認めません。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合で、実行委員会が承諾したものについてはこの限りではありません。

(6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

(7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、実行委員会が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(8) 丸亀市プロポーザル方式取扱規程（平成28年4月1日訓令第31号）第19条の規定を準用するため、プロポーザル参加者は、当該公開基準を了解のうえ参加すること。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

日本女性会議2027丸亀実行委員会事務局

（丸亀市総務部人権課男女共同参画室内）

担当者：西山、有田、網野

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
電話 0877-24-8823 (直通)
E-mail danjo@city.marugame.lg.jp